

広報はんなん広告掲載取扱要領

平成 29 年 12 月 26 日決裁

改正 令和 4 年 6 月 16 日決裁

改正 令和 7 年 3 月 17 日決裁

(趣旨)

第 1 条 広報はんなんへの広告掲載については、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱（平成 29 年 12 月 26 日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告掲載の基準)

第 2 条 広報はんなんに掲載する広告の基準は、要綱第 3 条に定めるところとする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第 3 条 広告の掲載位置は、広報はんなんの表紙及び最終面を除いたまちの活力創造課長が指定するページの最下段とする。

2 広告の掲載順序は、まちの活力創造課長が定める。

(広告の掲載規格及び掲載料)

第 4 条 広告の掲載規格及び掲載料は、別紙広報はんなん広告掲載取扱業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

(広告の募集及び申込み)

第 5 条 広告の募集は、要綱第 7 条第 1 項第 2 号の方法により行うものとする。

2 広報はんなんに広告の掲載の申込みをする者（以下「広告主」という。）は、要綱第 6 条の掲載広告のわかる資料（次項において「資料」という。）を広告取扱業者に提出するものとする。

3 広告取扱業者は、広告主から資料が提出されたときは、仕様書に定める業務内容に基づき、広報はんなん広告掲載申込書（様式第 1 号）を指定する期日までにまちの活力創造課長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 まちの活力創造課長は、前条第3項の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により、広告の掲載を決定したとき、又は掲載できないと決定したときは、口頭又は文書により通知するものとする。

(取扱業務委託契約)

第7条 広報はんなんの広告掲載取扱業務については、市と広告取扱業者の間の取扱業務委託契約を広報はんなん広告掲載取扱業務委託契約書により締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告取扱業者は、広告原稿を仕様書に定める方法により作成し、指定する期日までにまちの活力創造課長に提出するものとする。

2 広告取扱業者は、広報へ掲載する広告の意匠、内容等について、事前にまちの活力創造課長の了解を得るものとし、まちの活力創造課長の了解しない広告については、これを掲載することができない。

3 広告取扱業者は、広告原稿作成に必要な実費を広告主に別途請求できるものとする。

(広告掲載料金の納付)

第9条 広告取扱業者は、第6条第2項の広告掲載の決定を受けたときは、市長が指定する期日までに仕様書に定める広告掲載料金を一括納付しなければならない。

(広告内容の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主及び広告取扱業者が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主又は広告取扱業者が要綱第14条各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の返還)

第 12 条 広告掲載料金は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。

(広報はんなん広告掲載要綱の廃止)

2 広報はんなん広告掲載要綱（平成 16 年 7 月 9 日決裁）は、廃止する。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の広報はんなん広告掲載取扱要領の規定に基づき行った広告掲載の契約の取扱いに関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 6 月 16 日決裁）

この要領は、決裁の日から施行し、改正後の広報はんなん広告掲載取扱要領の規定は、令和 3 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日決裁）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。